

16 市民医療センター

市民医療センター

市民医療センターは、公的医療機関として地域医療の確保と保健医療の向上及び健康維持・増進を図るため、国立所沢病院の移転統合に伴う跡地に開設され、昭和51年9月から運営を開始した。

内科では、入院・外来診療の外、所沢地区第二次救急医療病院群輪番制による第二次救急診療を毎週水曜日に行っている。また、平成30年11月から入院病床の一部に地域包括ケア病床を導入し、紹介入院患者の受入れなど、地域の医療機関と連携して在宅医療の後方支援を担っている。

小児科では、平日昼間の外来診療に加えて、小児夜間急患診療、小児深夜帯急患診療及び小児科日曜日・休日急患診療を行うなど、小児初期救急医療体制の維持と安定的な運営に努めている。

健診事業では、日本総合健診医学会認定の優良総合健診施設として、人間ドックの検査項目やオプション検査の充実を図り、また、医療機関に併設されているという特徴を生かし、治療が必要な受診者に対して積極的に受診勧奨を行っている。

(1) 概要

名称	所沢市市民医療センター
所在地	上安松1224番地の1 電話(2992)1151
敷地面積	18,305㎡
構造	鉄筋コンクリート造、地下1階・地上3階建2棟、地上2階建2棟
建築面積	1,052,714㎡ 延べ床面積6,246,045㎡
診療科目	内科、循環器内科、内視鏡内科、糖尿病・代謝内科、小児科、放射線科／総合健康診断(人間ドック)等
病床数	49床
開設	昭和51年9月1日(診療開始)
職員数	74人(医療職60人、行政職14人)*R5.4.1現在
付属施設	職員(医師・看護師・技師)宿舎

(2) 令和4年度の利用状況

区分 月	入院 診療 (人)	外来診療(人)							健康 診断 (人)	健康健診(人)				
		内科(人)		小児科(人)				内科 小児科 計		人間 ドック 健診	生活 習慣病 健診	指定 健診	特定 健診 (国保等)	計
		内科	二次 救急	小児科	小児 夜間	小児 深夜帯	休日 急患							
4月	872	1,606	0	956	112	65	137	2,876	32	280	39	1,122	0	1,441
5月	892	1,540	4	879	121	48	232	2,824	40	367	63	1,010	0	1,440
6月	878	1,507	4	1,076	114	50	67	2,818	25	611	103	1,584	91	2,389
7月	836	1,485	3	1,686	191	83	436	3,884	22	841	69	1,824	71	2,805
8月	750	1,634	4	1,843	145	56	312	3,994	33	828	53	1,908	51	2,840
9月	708	1,634	2	1,580	129	64	273	3,682	32	786	79	2,028	73	2,966
10月	850	1,539	2	1,597	138	85	278	3,639	27	1,014	81	2,196	120	3,411
11月	685	1,661	3	1,799	155	74	276	3,968	22	1,020	73	2,216	121	3,430
12月	844	1,752	5	1,901	171	90	435	4,354	28	968	67	1,958	101	3,094
1月	945	1,533	5	1,320	142	107	442	3,549	36	828	79	1,729	88	2,724
2月	960	1,448	4	1,483	104	58	243	3,340	59	811	104	1,807	145	2,867
3月	934	1,679	3	1,712	155	79	175	3,803	89	660	87	1,543	0	2,290
年計	10,154	19,018	39	17,832	1,677	859	3,306	42,731	445	9,014	897	20,925	861	31,697
診療等 日数(日)	365	245	51	243	365	261	72	—	243	242	242	242	144	—
1日平均 利用者数	27.8	77.6	0.8	73.4	4.6	3.3	45.9	—	1.8	37.2	3.7	86.5	6.0	—

(3) 使用料および手数料

消費税相当額の表示については総額表示方式です。

1. 診療料

1点の単価を11円として診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「社会保険診療報酬算定方法」という。）に定める点数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）および入院時食事療養費に係る食事療養および入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）に定める額とする。

2. 健康検診料

人間ドック日帰りコース	生活習慣病コース	指 定 検 診
39,600円	24,200円	1点の単価を11円とし、社会保険診療報酬算定方法に定める点数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3. 受託検体検査料

1点の単価を11円とし、社会保険診療報酬算定方法に定める点数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4. 手数料

一般診断書料	生命保険診断書料 年金関係診断書料 特別診断書料	健康診断書料	死亡診断書料
1,650円	3,300円	1,650円	2,200円
死体検案書料※	一般証明書料	生命保険証明書料 特別証明書料	生命保険等に係る 医師面談料
5,500円	1,100円	3,300円	30分につき 5,500円

※ 死体検案料を含む。

5. 特別療養環境室料

1日につき本市住民基本台帳に記録されている者で6,600円、それ以外の者は11,000円とする。